

苫小牧市における 微小粒子状物質（PM2.5）注意喚起等に関するマニュアル

平成 26 年 3 月 10 日 制定

平成 30 年 4 月 1 日 一部改定

令和 6 年 7 月 1 日 一部改定

1 目的

環境省は、微小粒子状物質（以下、「PM2.5」という。）による大気汚染に対応するため、平成 25 年 3 月 1 日付環水大大発第 1303013 号「微小粒子状物質（PM2.5）に関する専門家会合報告」において「注意喚起のための暫定的な指針」を示した。これを受けて、北海道は、当該指針を基に道内各市と協議した上、微小粒子状物質に係る注意喚起等について運用方針を定めた。当該方針では、PM2.5 を直接監視する自治体が注意喚起を発令するよう規定されており、本市がこれに含まれることから、適切に対応できるようマニュアルを定めた上、運用する。

2 運用

- （１）本マニュアルは、本市の『環境汚染事故等に係る個別危機管理マニュアル』に位置づけるものとする。
- （２）本マニュアルの運用は、国の「注意喚起のための暫定的な指針」が廃止又はこれに代わる指針等が示されるまでの間とする。

3 常時監視

PM2.5 の監視地点は以下のとおりとし、1 時間ごとの濃度を常時監視する。また、PM2.5 の濃度が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合に、その旨メールにてゼロカーボン推進室環境保全担当（以下、「環境保全担当」）職員に対し自動発信するよう設定する。

- （１）沼ノ端公園局（沼ノ端中央 5 丁目 4 番）
- （２）糸井局（しらかば町 5 丁目 21 番）

4 職員の参集

PM2.5 について、次の事象が発生した場合は、環境保全担当職員を参集する。

- （１）2 時間以上継続して PM2.5 の濃度が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合
- （２）北海道から緊急の連絡を受けた場合
- （３）市民からの問合せが多数寄せられる可能性がある場合

5 注意喚起発令の判断基準

注意喚起は、PM2.5 の濃度が日平均値で $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合に発令し、その判断基準は次のとおりとする。

- （１）午前 5 時から午前 7 時の 1 時間値の平均がいずれかの監視地点で $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合
- （２）午前 5 時から午前 12 時の 1 時間値の平均がいずれかの監視地点で $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合

6 注意喚起の対象者

注意喚起の対象者は、本市内在住又は滞在中の者とし、特に、高感受性者（呼吸器系又は循環器系疾患のある者、小児及び高齢者等）に該当する者とする。

7 注意喚起の内容

注意喚起発令時は、以下の「行動の目安」を示すものとする。

- (1) 屋外かつ長時間にわたる激しい運動は、可能な限り控えること。
- (2) 屋内での窓の開閉等を必要最小限にすること。
- (3) 呼吸器系又は循環器系疾患のある者、小児及び高齢者等については、体調に応じて屋外活動や不急の外出を控える等、より慎重な行動を心がけること。

8 注意喚起の発令区域及び適用期間

注意喚起の発令区域は本市全域とし、発令以降、終日適用させるものとする。

9 環境保全担当の対応（別紙1参照）

環境保全担当は、環境衛生部長と協議の上、注意喚起を発令するものとし、発令後は以下のとおり対応する。

- (1) 北海道へ通報する。
- (2) 報道機関へ情報提供する（広報メモを使用し、秘書広報課経由で情報提供を行う）。
- (3) 市関係部局へ通知する（様式1）。
- (4) 市ホームページ及び市SNSに注意喚起を発令した旨掲載する（様式5及び様式6）。
- (5) 市民及び報道機関等の問合せに対応する。
- (6) 注意喚起に係る情報について、電子掲示板等を活用し、その他部局の職員に対しても周知徹底を図る。

10 各部局の対応（別紙2参照）

環境保全担当から通知を受けた市関係部局は、注意喚起が発令された旨周知が必要であると判断される関係機関に対し、次のとおり連絡するものとする。

(1) 高感受性者を所管する部局

当該部局は、所管する社会福祉施設、保育所、幼稚園、小中学校、医療機関及び児童が利用する施設及びスポーツ施設等に対し、電話又はメール等を活用して注意喚起する。

(2) 危機管理を所管する部局

当該部局は、緊急時の対応に備えるものとする。また、担当部局にて正副市長又は議員に対し注意喚起を発令した旨報告する。

(3) 施設管理を所管する部局

当該部局は、所管施設の管理者に対し、施設利用者へ注意喚起が発令された旨周知するよう連絡する。

(4) その他部局と職員

電子掲示板等により情報を受けた部局及び職員は、必要に応じて市民等への周知を行う。

11 注意喚起以外の対応（別紙 1 参照）

環境保全担当は、本市で観測された PM2.5 の濃度が注意喚起の発令に至らない場合であっても、必要であると判断されるとき又は道内他自治体において注意喚起が発令された旨情報を得た際は、環境衛生部長と協議の上、高濃度情報として周知を行う。

12 その他

本マニュアルに定めのない事項については、関係機関がその都度協議の上、決定するものとする。

附則

本マニュアルは、平成 28 年 10 月 21 日から施行する。

附則（平成 30 年 4 月 1 日 第 3 号及び第 5 号改訂）

本マニュアルは、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 6 年 7 月 1 日 第 9 号改訂）

本マニュアルは、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

参考 用語解説

<PM2.5 とは>

物の燃焼又は気体状大気汚染物質の化学変化による粒子化で発生する、2.5 マイクロメートル以下の極微小な粒子を指す。当該粒子は、非常に小さいため、肺の奥まで入りやすく呼吸器系や循環器系への影響が懸念されている。

なお、黄砂は

<環境基準とは>

環境基本法第 16 条第 1 項に基づく人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準を指し、平成 21 年 9 月に、として、年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ日平均値の年間 98 パーセンタイル値で $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下と環境基準が設定されている。

<高感受性者とは>

呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等の、PM2.5 に対する影響が懸念される者を指す。

<注意喚起とは>

平成 25 年 3 月、環境基準とは別に、高感受性者に健康影響が出現する可能性が高くなると予想される暫定的な指針値として日平均濃度 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ が設定された。これを超過すると予想される場合に、参考情報として社会一般に周知することを指す。

<注意喚起発令の判断基準>

これまでの知見から、PM2.5 が指針値（日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超えると予想される値として「午前 5 時から午前 7 時の 1 時間値の平均が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合」または「午前 5 時から午前 12 時の 1 時間値の平均が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合」と定められている。

備考

- ※ PMとは、「particulate matter」の略で粒子状物質を指す。
- ※ マイクロメートルとは、1 ミリメートルの 1000 分の 1 を指す。
- ※ 単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ は、1 立方メートル中に物質が 1000 分の 1 ミリグラム含まれることを指す。
- ※ 98 パーセンタイル値は、1 年間での最低値を第 1 番目として値を昇順に並べたとき、最低値から数えて 98% 目にあたる日平均値を指す。

苫小牧市における微小粒子状物質(PM2.5)注意喚起発令のフロー図

平常時

- (1) 沼ノ端公園局(沼ノ端中央5丁目4番)及び糸井局(しらかば町5丁目21番地)における常時監視
- (2) 環境省又は北海道ホームページにより、他自治体における状況の確認
- (3) 民間等のPM2.5予測情報等の確認

高濃度時

- ・以下の条件を満たした場合、ゼロカーボン推進室担当職員を参集
- (1) 警報メールが2時間以上継続した場合(70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過で自動送信)
- (2) 北海道から緊急連絡を受けた場合
- (3) 市民から多数の問合せが寄せられる可能性がある場合

- ・室内協議：必要に応じて、以下の対応を実施
- (1) ゼロカーボン推進室他職員を参集
- (2) 北海道へ情報提供
- (3) 市関係部局へ情報提供
- (4) 報道機関へ情報提供
- (5) 市ホームページ又はSNS等により周知

注意喚起

- ・以下の基準を満たした場合、部内協議を経た上、注意喚起を発令
注意喚起判断基準(市内いずれかの測定地点で越えた場合)
- (1) 午前5時から7時の平均 85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
- (2) 午前5時から12時の平均 80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

発令後、以下のとおり対応

- (1) 北海道へ通報  関係機関及び全道域へ周知
- (2) 市関係部局へ通知(様式1)  所管施設等へ周知
- (3) 秘書広報課へ通知(広報メモ)  報道機関へ情報提供
- (4) 市ホームページ及びSNS等により周知
(様式5及び6)

注意喚起発令時における各部局の対応フロー図

ゼロカーボン推進室（環境保全担当）

様式1により、各担当部局に注意喚起を発令した旨連絡、及び所管施設等へ周知依頼
 発令時刻：午前7時頃、又は正午頃
 連絡方法：各部局担当者に電話連絡、及び組織宛にメール送信（様式2～4を配布）



連絡を受けた各部局の対応

高感受性者を
所管する部局

対象施設に連絡し、注意喚起（様式2）

危機管理を
所管する部局

緊急時の対応準備

秘書広報課：理事者に連絡
議会事務局：議員に連絡

施設管理を
所管する部局

対象施設に連絡（様式2）し、文書掲示（様式3）等により注意喚起

その他部局
及び職員

必要に応じ住民周知

市民等から問合せが寄せられた場合

市民



各部局

内容を聴取りの上、ゼロカーボン推進室に報告（様式4）



ゼロカーボン推進室

様式4の記載内容をもとに回答

**PM2.5に関する注意喚起
関係部局対応一覧表**

所管項目	関係部局	担当	対応事項
PM2.5全般	環境衛生部	ゼロカーボン推進室	・PM2.5の常時監視 ・注意喚起の発令 ・北海道へ通報 ・報道機関へ情報提供 ・市関係部局へ通知 ・ホームページ及びSNS等へ掲載 ・市民等からの問合せ対応 ・報道機関等からの問合せ対応
高感受性者	総合政策部	スポーツ都市推進課	・所管施設へ連絡し来場者へ周知
	福祉部	障がい福祉課	・障害福祉施設へ連絡
		介護福祉課	・介護福祉施設へ連絡
	健康こども部	こども育成課	・児童施設へ連絡 ・幼稚園へ連絡
		青少年課	・所管施設へ連絡
		健康支援課	・医療機関へ連絡
	市立病院事務局	経営管理課	・院内周知
	教育部	指導室	・小中学校へ連絡
危機管理	市民生活部	危機管理室	・緊急時の対応準備
	消防本部	警防課	・緊急時の対応準備 (土日祝:指令室対応)
	総合政策部	秘書広報課	・正副市長へ報告
	議会事務局	-	・議員へ連絡
施設管理	総務部	総務課	・本庁及び第2庁舎の来庁者へ周知
	市民生活部	市民生活課	・所管施設へ連絡し来場者へ周知
その他	関係部局 共通		※連絡は電話・ファクシミリ等を活用する ※各施設における周知は文書掲示等により行う ※住民、特に高感受性者に行動の目安を周知する ※問合せはゼロカーボン推進室へ回送する

苫小牧市の微小粒子状物質(PM2.5)注意喚起発令について(通知)

本日(○ 月○ 日) ○ 時○ 分、市内全域に微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起を発令しました。つきましては、『苫小牧市における微小粒子状物質(PM2.5)注意喚起に関するマニュアル』に基づき、速やかに市民又は関係機関等への周知をお願いいたします。マニュアルの運用につきましては、添付様式をご活用願います。

- (1) 関係機関等への周知:様式2
- (2) 掲示・場内放送:様式3
- (3) 市民等からの問合せ:様式4

苫小牧市内の PM2.5 常時監視結果において

- 午前5時から7時の1時間値の平均値が 85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したことから、
- 午前5時から 12 時の1時間値の平均値が 80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したことから、

1日平均値が「国の暫定指針値(1日平均値 70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)」を超えることが予想されるため、市内全域に注意喚起を発令いたしました(注意喚起は終日有効となります。).

なお、翌日も続けて発令する場合は、改めてお知らせいたします。

1 注意喚起時の行動目安

- (1) 屋外かつ長時間にわたる激しい運動や外出は、可能な限り控えてください。
- (2) 屋内での窓の開閉等を必要最小限にしてください。
- (3) 特に、呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児及び高齢の方は、屋外活動や不急の外出を控える等、慎重に行動してください。

2 PM2.5 の状況について(測定場所:沼ノ端公園局、糸井局)

○ 月○ 日の微小粒子状物質(PM2.5)速報値[$\mu\text{g}/\text{m}^3$]

沼ノ端公園局

5時	
6時	
7時	
8時	
9時	
10 時	
11 時	
正午	
5時～7時平均	
5時～正午平均	

糸井局

5時	
6時	
7時	
8時	
9時	
10 時	
11 時	
正午	
5時～7時平均	
5時～正午平均	

最新の状況につきましては、ゼロカーボン推進室ホームページにて公開しています。

【お問合せ先】

苫小牧市環境衛生部 ゼロカーボン推進室(環境保全担当)

Tel:0144-57-8806 Fax:0144-57-8809

E-mail:z-carbon@city.tomakomai.hokkaido.jp

苫小牧市の微小粒子状物質(PM2.5)注意喚起発令について(通知)

本日(○ 月○ 日) ○ 時○ 分、市内全域に微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起を発令しました。

苫小牧市内の PM2.5 常時監視結果において

- 午前5時から7時の1時間値の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したことから、
- 午前5時から 12 時の1時間値の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したことから、

1日平均値が「国の暫定指針値(1日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$)」を超えることが予想されるため、市内全域に注意喚起を発令いたしました(注意喚起は終日有効となります。).

なお、翌日も続けて発令する場合は、改めてお知らせいたします。

1 注意喚起時の行動目安

- (1) 屋外かつ長時間にわたる激しい運動や外出は、可能な限り控えてください。
- (2) 屋内での窓の開閉等を必要最小限にしてください。
- (3) 特に、呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児及び高齢の方は、屋外活動や不急の外出を控える等、慎重に行動してください。

2 PM2.5 の状況について(測定場所:沼ノ端公園局、糸井局)

○ 月○ 日の微小粒子状物質(PM2.5)速報値 $[\mu\text{g}/\text{m}^3]$

沼ノ端公園局

5時	
6時	
7時	
8時	
9時	
10 時	
11 時	
正午	
5時～7時平均	
5時～正午平均	

糸井局

5時	
6時	
7時	
8時	
9時	
10 時	
11 時	
正午	
5時～7時平均	
5時～正午平均	

最新の状況につきましては、ゼロカーボン推進室ホームページで公開しています。

【お問合せ先】

苫小牧市環境衛生部 ゼロカーボン推進室(環境保全担当)

Tel:0144-57-8806 Fax:0144-57-8809

E-mail:z-carbon@city.tomakomai.hokkaido.jp

各施設管理者様へ

現在、PM2.5の注意喚起が発令されています。
来館又は来院者に対し、以下の内容にて周知をお願いいたします。

苫小牧市からのお知らせです。

本日○月○日、大気中のPM2.5濃度が高くなっています。

皆様におかれましては、

- （１）屋外かつ長時間の激しい運動や外出を可能な限り控える。
- （２）屋内での窓の開閉を、必要最小限にする。
- （３）特に呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児及び高齢の方は、屋外活動や不急の外出を控える。

など、心がけていただくようお願い申し上げます。

【お問合せ先】

苫小牧市環境衛生部 ゼロカーボン推進室（環境保全担当）

Tel：0144-57-8806 Fax：0144-57-8809

E-mail：z-carbon@city.tomakomai.hokkaido.jp

苫小牧市からのお知らせ

本日 PM2.5 の濃度が高くなっています

○ 月○ 日、大気中 PM2.5 濃度が高い傾向にあることから、本市にて注意喚起を発令しました。

皆様におかれましては、次の点に注意して行動をお願いいたします。

- （１）屋外かつ長時間にわたる激しい運動や外出は可能な限り控えてください。
- （２）屋内での窓の開閉等は、必要最小限にしてください。
- （３）特に呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児及び高齢の方は、体調に応じて屋外活動や不急の外出を控えるなど、慎重に行動してください。

（環境省「注意喚起時の行動目安」より）

～微小粒子状物質 (PM2.5) とは～

- 大気中に浮遊する粒径 2.5 マイクロメートル以下の微小粒子を指します。
- 肺の奥まで入り込みやすく、長期的かつ一定濃度以上吸引すると呼吸器や循環器等に悪影響を及ぼす恐れがあるとされています。
- 最新の状況等は、ゼロカーボン推進室ホームページにて掲載しています。

<https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shizen/kankyohozen/kankyokanshi/pm25.html>



【お問い合わせ先】

苫小牧市環境衛生部 ゼロカーボン推進室（環境保全担当）

Tel : 0144-57-8806 Fax : 0144-57-8809

E-mail : z-carbon@city.tomakomai.hokkaido.jp

PM2.5に関する問い合わせ受付票 兼 送信票

市民等より、標記の件で問合せが寄せられた場合は、ゼロカーボン推進室にて回答いたしますので、以下に内容を記載の上、FAX 又は E-mail 等にて転送願います。

(受付日) 年 月 日 () 時 分

(受付部署) 部 課

(受付者) (連絡先) ー

(受付方法) 直接 ・ 電話 ・ FAX ・ メール ・ その他 ()

相 談 者	氏名	
	住所	
	連絡先 ー ー	連絡必要の有無 (必要・不必要)
相 談 内 容	・ 状況が知りたい ・ 健康被害がある ・ その他	
	詳細内容	
被 害 や 症 状	・ 目がかゆい、痛い ・ 鼻や喉が痛い ・ 息苦しい	
	症状を感じた時の具体的活動状況(運動中か否か) など	
特 記 事 項		

- ※ 「連絡が必要」な場合は、相談者に以下の内容をお伝え願います。
- ・ 担当部署から折返しご連絡いたします。
 - ・ 問合せが多い場合は、少々お時間をいただく場合がございます。
 - ・ お急ぎの場合は、お手数ですが、直接担当部署にご連絡をお願いいたします。

【お問合せ先】

苫小牧市環境衛生部 ゼロカーボン推進室(環境保全担当)

Tel:0144-57-8806 Fax:0144-57-8809

E-mail:z-carbon@city.tomakomai.hokkaido.jp

微小粒子状物質(PM2.5)の状況について（注意喚起中）

注意喚起について

微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起発令中

○月○日、苫小牧市に微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起が発令されました。

次の点に注意し行動をお願いいたします。

- ・屋外かつ長時間にわたる激しい運動や外出は可能な限り控えてください。
- ・屋内での窓の閉閉等は必要最小限にしてください。
- ・特に、呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児及び高齢者の方は、体調に応じて屋外活動や不急の外出を控えるなど慎重に行動してください。

（環境省「注意喚起時の行動目安」より）

○月○日の微小粒状物質（PM2.5）速報値[μg/m³]

沼ノ端公園局

時間	速報値
5時	
6時	
7時	
8時	
9時	
10時	
11時	
正午	
5時～7時平均	
5時～正午平均	

糸井局

時間	速報値
5時	
6時	
7時	
8時	
9時	
10時	
11時	
正午	
5時～7時平均	
5時～正午平均	

現在の詳細な大気状況は下記リンクをご覧ください。

[苫小牧市の大気環境](#)

[そらめめ君（大気汚染物質広域監視システム）](#)

北海道の大気環境（北海道のホームページ）（[PC版](#) [携帯版](#)）

この注意喚起は終日有効となります。翌日の情報にもご注意ください。

ご不明な点などは、ゼロカーボン推進室（電話0144-57-8806）までお問い合わせください。

苫小牧市の測定について

以下、平常時と同様の内容

【注意喚起発令時 FaceBook 用】

○月○日○時、苫小牧市に微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起を発令しました。

本日は、次の目安をもとに行動をお願いいたします。

- ・屋外かつ長時間にわたる激しい運動や外出は可能な限り控えてください。
- ・屋内での窓の開閉等は必要最小限にしてください。
- ・特に、呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児及び高齢者の方は、体調に応じて、屋外活動や不急の外出を控えるなど、慎重に行動してください。

これ以降の状況や PM2.5 の詳細につきましては、以下リンク先をご参照ください。

- ・苫小牧市ゼロカーボン推進室 ホームページ

<https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shizen/kankyohozen/kankyokanshi/pm25.html>

- ・現在の PM2.5 測定値

http://kankyohozen.bizmw.com/tomakomai_taiki/graph_d.php

ご不明の点などは、ゼロカーボン推進室 環境保全担当(電話 0144-57-8806)までお問い合わせください。

【注意喚起発令時 LINE 用】

タイトル	PM2.5 に関する注意喚起の発令について
本文 リンク先 URL (URL を除いて なるべく 150 文 字以内)	○月○日○時、苫小牧市に PM2.5 に係る注意喚起を発令しました。 本日は、次の目安をもとに行動をお願いします。 ・屋外かつ長時間にわたる激しい運動や外出は可能な限り控えてください。 ・屋内での窓の開閉等は必要最小限にしてください。 ・特に、呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児及び高齢者の方は、体調に応じて、屋外活動や不急の外出を控えるなど、慎重に行動してください。 以降の状況等につきましては、以下リンク先をご参照ください。 苫小牧市ゼロカーボン推進室 ホームページ https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shizen/kankyohozen/kankyokanshi/pm25.html 現在の PM2.5 測定値 http://kankyohozen.bizmw.com/tomakomai_taiki/graph_d.php
添付画像	有 ☒ 無 ☐
担当課・電話 番号(直通)	環境衛生部ゼロカーボン推進室(環境保全担当) TEL :0144-57-8806

※ Facebook 及び LINE は、注意喚起を発令した当日にのみ使用する。